

令和 5 年度 第 1 1 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 6 年 2 月 2 6 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場本庁舎 2 階 2 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 1 時 2 5 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 3 0 分
議 長	高橋 實

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	永 野 浩 司	○	2	岡 野 正 幸	×
3	須 賀 喜 佐 子	○	4	藤 江 健 広	○
5	横 川 朝 治	○	6	岡 田 嘉 男	○
7	石 塚 要	○	8	鈴 木 洋 子	×
9	柴 田 光 善	○	1 0	小 島 康 平	○
1 1	竹 内 隆	○	1 2	八 木 大 輔	○
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	×
	三反崎 善 隆 (最適化推進委員)	○		舩 田 晃 (最適化推進委員)	○
	山 崎 富 康 (最適化推進委員)	○		砂 川 進 (最適化推進委員)	○
	小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○		滑 川 浩 (最適化推進委員)	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	×			

事 務 局	事務局長 後藤 事務局長補佐 黒田 主任 蓮沼 主事 林
-------	---------------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸報告について
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
- 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
- 日程第 5 報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出書の受理について
- 日程第 6 報告第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について

会議の件名	議事録
1. 開会	<p>後藤事務局長が開会を告げる。午後1時25分 【あいさつ】 ◎事務局長 皆さんこんにちは。 ただいまより令和5年度第11回松伏町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 まず、私からご報告があります。 昨日、山崎会長の〇〇様のご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。 また、事務局からご連絡があります。</p> <p>◎事務局 ・議案第1号について</p> <p>◎事務局長 それでは高橋会長職務代理ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>◎議長 皆さんこんにちは。 急遽、本日は私が議長を務めさせていただきます。 先日は6月のような陽気でしたが、今度は2月の寒さとなっています。 インフルエンザやコロナウイルスも流行っていますので、十分にご注意ください。 それでは慎重審議よろしくをお願いいたします。</p> <p>◎事務局長 それでは会長職務代理が議長となることとなっておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>【開会の宣言】 ◎議長 ただいまから、令和5年度第11回定例総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員11名、最適化推進委員6名であります。 過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。 これより、日程に従い議事に入ります。</p> <p>【会議録署名委員の指名について】 ◎議長 まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第13条の規定により議長から指名いたします。 10番 小島 康平 委員 11番 竹内 隆 委員 以上、2名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。</p>
日程第1	

<p>日程第 2</p>	<p>【諸報告について】</p> <p>◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 以上で報告を終わります。</p>
<p>日程第 3</p>	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 3 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件については、審議保留として次に移ります。</p>
<p>日程第 4</p>	<p>【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 4 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。 時間短縮のため、朗読は省略します。 No.1 について事務局から説明をお願いします</p> <p>◎事務局 案内図は 2 ページです。土地利用計画図は 1 ページになります。 申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は〇、〇〇〇㎡の農地です。 譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇に本店があります、(株) 〇〇〇〇〇〇〇〇です。 譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。 転用目的は〇〇〇〇です。 転用理由は、現在、当社は〇〇〇〇〇〇〇〇にて〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇を営んでおります。本社工場で〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇として〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇の土地を利用していますが、当該土地が手狭となり、新たな土地が必要となりました。 当社はこれまで〇〇〇〇を受注生産としておりましたが、顧客の要望に迅速に対応することが出来なくなりました。そのため、あらかじめ〇〇を生産しストックすべく、現在の〇〇〇〇を使用することとなりましたが、</p>

計画量のストック量〇〇〇〇〇〇〇〇に対し〇〇〇〇〇〇〇〇程度しかストックできないため、本申請地を取得し〇〇〇〇〇〇〇〇をストックする計画です。

不足分量については別途土地を探しております。

市街化区域、市街化調整区域の非農地を含め土地を探しましたが、事業に必要な面積、接道等の条件を満たしている適当な土地はありませんでした。やむなく市街化調整区域の農地も含め検討したところ、本申請地の紹介を受けました。

申請地隣地の〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇は非農地であり、申請地を含め敷地を活用できれば、〇〇の積み込み、積み下ろしも効率よく行うことができます。

申請地周辺は比較的農地は少なく、接道条件も良く、大型車両の出入りに支障はありません。

何卒ご理解いただきたくお願い申し上げます。

以上の理由から申請をされました。

工事期間は令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日までを予定しています。

敷地内は砂利敷きです。

被害防除対策については3mの鋼板を敷地外周に設置します。

出入口の占用については町担当者と協議申請予定です。

資金計画について、用地費〇〇〇〇、造成費〇〇〇〇、合計〇〇〇〇〇〇です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎藤江委員

2月19日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎竹内委員

〇〇の高さの規制とかはあるのか。

◎事務局

高さの規制についてはありません。一時堆積に分類されてしまいますので明確には規定されておられません。

◎柴田委員

鋼板を使うとなると、町道〇〇〇を左折する際、かなり見通しが悪いと思うが、反射鏡を付けるような指導はできないのか。

◎事務局

指導はできません。あくまでもお願い程度になってしまいます。

◎藤江委員

大型車両が〇〇〇から入ることによって、道路が耐えられるのか。

道路脇には用水があり、道路がたわむことによって水路に影響が出て、道路に水が出たり、その水を使う田んぼに影響が出る可能性があると思われる。

ここを〇〇〇として使用するなら道路と水路が耐えられるような施工をしてもらいたい。そういった施工ができないのであれば不許可相当だと思われる。

◎事務局

道路担当へ確認したところこの町道に関しては大型車が通行する道路組成になっていません。道路に影響が出て、水路にも影響が出ると考えられます。

今回の転用の審査については申請地に〇〇〇を置くことによって営農にどういった支障があるのか、ないのかが許可要件の審査対象となります。

大型車が通行することによって影響が出ることで、不許可相当とすることはできません。

しかし、農業委員会としての懸念事項として県の意見書に意見とし申し添えることができます。

この件については道路、水路に影響があるため、道路管理者、水路管理者と協議が必要であると申し添えることでよろしいでしょうか。

◎藤江委員

お願いします。

◎柴田委員

〇〇〇〇はアスファルトも含まれるのか。アスファルトは油なので、流出しないようにシートなどで、防除はしないのか。

◎事務局

アスファルトも含まれます。シートで囲うような防除はありません。

◎柴田委員

油が流れるようなことがあると困るので、支障があるのではないか。

◎八木委員

藤江委員、柴田委員と被ってしまうところがあるのですが、今調べたところ、〇〇〇〇はアルカリ性が強く、また、六価クロムなどの有害物質が含まれているようで、雨が降ってそういった細かい粒子や物質が流れ出て、前面の用水に流れ込んで田んぼに入ってしまうと問題になる。

また、風が強く吹けばホコリも舞ったりして、稲に付着したり、田んぼや水路に入ってしまう恐れもあるので、ここに〇〇〇を作ることはやめてもらいたい。

◎事務局

柴田委員、八木委員のおっしゃるとおり、申請地に置かれる〇〇〇〇の

物質で周辺農地の作物に影響を与える恐れがある場合は、支障ありとなりますので、この議案については不許可相当と考えられます。

◎柴田委員

今回、一体利用地の中に農地があるから議題としてあがったが、非農地の部分だけであつたら、議論をすることなく事業が行うことが出来てしまう。町を守るためにも、どこかの会議に議題としてあがるように、制度が必要ではないか。

◎事務局

柴田委員のおっしゃる通り、農地が無ければ議論しない案件となっています。現在、複数の課と連携しコントロールできるよう協議をしております。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。
承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

挙手なしです。

よって、本案は不許可相当とされました。

◎議長

それではNo.2について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は3ページです。土地利用計画図は2ページになります。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は〇、〇〇〇㎡の農地と、同所〇〇〇〇、地目は〇、〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇、地目は〇、〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇、地目は〇、〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇、地目は〇、〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇、地目は〇、〇〇〇㎡の農地です。合計すると〇〇〇〇〇㎡です。

譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇に本社を構えている、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇に居住されている、〇〇〇〇さん年齢〇〇歳の方と、〇〇〇〇〇〇〇〇に居住されている、〇〇〇〇さん年齢〇〇歳の方です。転用目的は〇〇〇〇〇〇〇〇です。

転用理由について、当社は主に日本で不要となった〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇等を〇〇〇〇〇〇〇〇しております。

本申請の経緯は、昨年初旬くらいに〇〇〇の貸主より、貸主の都合により当社で借りている土地を返してほしいと相談されましたが早々には無理なので代わり場所が見つかるまで待っていただけることになり、新たな土地を探すことになりました。

新たな土地を探すにあたり、市街化区域を含め〇〇〇〇にできる場所を探しておりましたが、見つからずに困っていたところ、申請地の所有者から譲っていただける話があり今回の申請に至りました。

申請地は、〇〇〇〇の目の前にあることから、〇〇〇〇や従業員の通勤も慣れており、近隣の方々とも顔見知りの仲になっているため当社の事業についてもご理解をいただいております。また、敷地面積も返却予定の〇〇〇〇

と借りている〇〇〇を含めた面積よりも広いため、今までよりも保管場所が広くなり最適な場所です。

この先も今まで通り近隣の方々に迷惑をかけないように従業員や配送業者に周知し、徹底させます。

以上の理由から申請に至りました。

工事期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日を予定しています。

被害防除対策については、敷地外周にCB4～5段と3mの鋼板で被害防除を行います。敷地内は砂利敷きです。

資金計画について、用地費〇〇〇〇、造成費〇〇〇〇、合計で〇〇〇〇〇です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書が添付されており、資金計画については問題ありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎小島（康）委員

2月19日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎横川委員

この会社は〇〇〇にある会社ですか。

◎事務局

〇〇〇にある会社です。

◎竹内委員

今回の申請地は雨水の処理施設はあるのですか。

◎事務局

そういった施設はありません。

◎柴田委員

〇〇〇は県道より高い場所にあるので、大雨が降ると全部道路に流れ出る。道路に流れ出るとことは田畑にも入ってしまう。オートバイも置くようなので、清掃などをしっかりしてもらいたい。

◎竹内委員

法律などで定められていないのであれば、一時的な雨水を貯めておけるような施設の設置をお願いしたい。

◎事務局

今回、砂利敷きで対応するとのことですが、オートバイなども置くようなので、油の流出も考えられます。そういうことから場内の雨水対応につ

<p>日程 5</p> <p>日程 6</p>	<p>いて意見を付すことができます。</p> <p>◎柴田委員 鋼板が3 mとなっているが、こんなに必要なのか。</p> <p>◎事務局 防犯上必要とのことです。</p> <p>◎舛田委員 すぐ近くを耕作していますが、申請地と隣地農地との高低差がかなりあります。土盛りはどれくらいになりますか。</p> <p>◎事務局 土地利用計画図に数値が書いてあるところがあります。隣地農地には〇〇.〇〇と記載があります。申請地の中心辺りにも〇〇.〇〇と記載があります。これは高さを表しており、隣地農地より高くなることはありません。</p> <p>◎竹内委員 鋼板3 mだと隣接している畑の日当たりの問題とか、防犯上必要なのかもしれないが、2 mで願えないのか。</p> <p>◎事務局 営農上支障が出るのであれば、許可要件に該当しません。2 mならという条件を付けることは可能です。</p> <p>◎竹内委員 このあと、採決する時は条件付きで敷地外周の鋼板を2 m、貯水施設の設置をお願いしたいです。</p> <p>◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 条件付きで承認に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。 よって、本案は承認されました。</p> <p>【報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について】</p> <p>◎会長職務代理 続いて、日程5報告第1号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区において、届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。</p> <p>【報告第2号 農地法第18条の規定による合意解約について】</p>
-------------------------	--

◎議長

続いて、日程6報告第2号について事務局報告願います。

◎事務局

〇〇地区において、合意解約がありましたのでご報告させていただきます。

◎議長

以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。その他として、委員または事務局から何かありますか。

◎事務局

- ・来月の総会日時について
- ・葬儀日程について

◎議長

その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。閉会の挨拶を、永野総務委員長よりお願いします。

◎永野総務委員長

慎重審議ありがとうございました。

昨日、会長より連絡があり、びっくりしました。

みなさんご都合があると思いますが、ご対応よろしくお願ひいたします。

本日はお疲れ様でした。